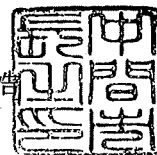


31 中保健第 264 号
平成 31 年 4 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

支部長 本田 明 殿

中間市長 福田 浩



中間市公費医療費助成制度の審査支払事務の委託について

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

日頃から中間市で行っております公費医療費支給制度に対しましては、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市で実施しております公費医療費支給制度に係る審査支払事務につきましては、現在のところ福岡県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、関係機関からの要望や事務の簡素化の観点から、被用者保険加入者にかかる中間市公費医療助成制度の審査支払事務を貴基金福岡支部へ下記のとおり委託することといたしましたので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者にかかる中間市公費医療助成制度の審査支払事務につきましては、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託することとなります。

記

- 1 実施時期 令和元年 10 月診療分から
(月遅れ分を含めた請求については、令和 2 年 4 月提出分から支払基金福岡支部へ提出)
- 2 委託する公費医療費助成制度

法別番号	制度名称
80	重度障害者医療
81	子ども医療
90	ひとり親家庭等医療

※概要は別紙のとおり

問合せ先 中間市役所 健康増進課 佐々木
TEL 093-246-6246



医療費支給制度の概要

市町村名	制度名称	法別番号	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託年月
				入院	入院外			
中間市	重度障害者医療費支給制度	80	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B以上 ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ※所得制限有り ※生活保護を受けているものは対象外 ※中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで) (3歳以上小学生6年生まで 1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療 機関等	令和元年 10月診療分
	子ども医療費支給制度	81	入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限なし ※生活保護を受けているものは対象外 ※3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する月の翌月から 中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する月の翌月から小学 校6年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			
	ひとり親家庭等医療費支給制度	90	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※児童は中学1年生から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※小学6年生までは子ども医療優先 ※重度障害者医療の保持可 ※所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし			

※ 自己負担金.....保険医療機関ごと 調剤は自己負担なし (平成31年3月末現在)

制度名称	実施機関番号	対象者数
子ども医療費制度	81400160	4,554
重度障害者医療助成制度	80400161	1,089
ひとり親家庭等医療費助成制度	90400169	1,246